

当社は「利用約款」を承認の上、「My Place in JAPAN」の利用を申し込みます。

申込日: 年 月 日

## My Place in JAPAN 新規掲載申込書

当社は現在又は将来にわたって、当社又は当社の役員が反社会的勢力に該当しないことを確認します。

## ■お客様情報・お申込者様情報

会社名 所在地 代表者様 部署・店舗名 免許番号 電話番号 FAX番号	(印)		
※社判でスタンプしていただいて結構です。法人の印鑑は代表印または社印をお願いいたします。			
ご担当者様	様	ご連絡用メールアドレス	@
		反響受付用メールアドレス	@
ご希望プラン	反響課金プラン <input type="checkbox"/>		
	掲載課金プラン <input type="checkbox"/>	ご希望の掲載件数	件

## ■ご請求先情報

会社名 所在地 部署・店舗名			
ご担当者様	様	ご連絡用メールアドレス	@
電話番号		FAX番号	

## ■お支払い方法

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 座振替	毎月末日締め 翌月 28日 (お引落し手数料150円税別 お客様ご負担となります)
---	---

## ■その他 ご連絡事項

--



株式会社SHIPS  
〒321-0982 栃木県宇都宮市御幸が原町119-1  
TEL 028-612-6740 FAX028-612-6741  
E-mail contact@ships-inc.co.jp

## 貴店ホームページURL

ホームページをお持ちでない場合、My Place in JAPAN に掲載したくない場合は未記入として下さい。

## 一言PR

貴店の一言PRを30時以内で記入して下さい。句読点・数字は1文字と数えて下さい。

## 貴店のアピール・特徴

貴店の業務内容、お店の特徴などPR文を180字以内で記入して下さい。

## 営業時間・定休日

定休日

その他定休日

営業時間

:

~

:

その他営業時間

## 最寄駅

線

駅

徒歩

分

バス

分

バス徒歩

分

バス停名

## 写真キャプション

写真1点に25文字までタイトル説明文が付けられます。

① 店舗外観写真等

② 従業員様写真等

※後ほど御社様店舗外観写真と従業員様写真または店舗内写真をメールにてご送付ください。contact@ships-inc.co.jp

## 得意エリア

貴店の得意エリアの紹介を30文字以内で記入して下さい。

## 取扱い賃貸物件

 アパート・マンション 戸建て 事務所・店舗 公団・公社 ウィークリー物件 マンスリー物件 シェアハウス ゲストハウス

## ユーザーへのアピール

 女性スタッフが対応可能 夜7時以降も営業している 駅前(徒歩5分以内)にある会社 外国語が話せるスタッフがいる会社 保証会社を利用できる 契約金のクレジット決済が可能

## ご要望

弊社やサイト構成へのご要望などご自由に記載して下さい。

My Place in JAPAN 全国不動産情報広告サイト  
利用約款

第1条(目的)

1. 本契約は、株式会社SHIPS(以下「当社」といいます)が運営する「My Place in JAPAN」を通じて、不動産賃貸物件・売買物件の情報広告をインターネット上に掲載する条件、その他の基本事項を定めることを目的とします。

第2条(定義)

1. 本約款において「My Place in JAPAN 全国不動産情報広告サイト」とは、不動産賃貸物件・不動産売買物件の情報広告サイトとして、当社が運営するすべてのものをいいます。(以下「当情報サイト」といいます)
2. 本約款において「会員」とは、本約款に同意し、当情報サイトに入会した方をいいます。
3. 本約款において「物件」とは、売買又は賃貸借の目的となる不動産をいいます。
4. 本約款において「売主等」とは、物件の売却又は賃貸を希望する方(代理人を含みます)をいいます。
5. 本約款において「買主等」とは、物件の購入又は賃借を希望する方(代理人を含みます)をいいます。
6. 本約款において「元付宅建業者」とは、物件の売却又は物件の賃貸に関する代理又は媒介契約書を締結した宅地建物取引業者をいいます。
7. 本約款において「客付宅建業者」とは、物件の購入又は賃借に関する代理又は媒介契約を締結した宅地建物取引業者をいいます。
8. 本契約において「登録」とは、会員若しくは次条第3項の規定により当情報サイトの利用を認められた方が、当社に対し、情報の処理又は保管を依頼することをいいます。
9. 本契約において「公開」とは、会員若しくは次条第3項の規定により当情報サイトの利用を認められた方又は一般消費者に対し、登録を受け付けた情報を当社が当情報サイトの各商品及び各サービスについて定めた仕様により伝達することをいいます。

第3条(会員制度)

1. 当情報サイトの利用は、会員に限るものとします。
2. 入会を希望する方が本店、支店、その他の営業所等複数の営業所を有する場合は、営業所ごとに入会するものとします。

第4条(入会)

1. 入会を希望する場合は、当社所定の様式により申し込み、所定の入会金を支払うものとします。
2. 当社は、入会申込書が次の各号に掲げる要件を充たす場合に、入会を認めるものとします。
  - (1) 宅地建物取引業の免許を有していること
  - (2) 申込み前6ヶ月以内に、業務停止その他の行政処分を受けておらず、また、聴聞の公示がなされていないこと
3. 前項に規定する要件を充たす場合であっても、当社の審査により、入会を認めないことがあります。
4. 第2項に規定する要件を充たさない場合であっても、当社は入会を認めることがあります。
5. 特典等により入会金の支払いがなく、入会をした会員が解約する場合は、入会当時に遡った入会金が発生するものとします。

第5条(有効期間)

1. 会員資格の有効期間は申込日から満1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当社所定の様式による退会の申し出がない場合は1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

#### 第6条(会費及び利用料)

1. 会員は、所定の会費及び利用料を支払うものとします。
2. 前条に規定する期間中であっても、当情報サイトの変更、経済情勢の著しい変動等の事由が生じた場合は、会費又は利用料を変更することがあります。

#### 第7条(退会)

1. 退会を希望する会員は、当社所定の様式により申し出るものとし、届出の翌月末をもってご解約となります。
2. 当社に対する債務が存する退会会員は、退会時までその一切を精算するものとします。
3. 当社は退会会員に対し、既納の会費、利用料及びその他の費用は一切返還しないものとします。

#### 第8条(除名及び利用制限)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由の一に該当する会員を除名することができ、又は当該会員に対し当情報サイトの利用を制限することができるものとします。
  - (1) 本約款に違反したとき
  - (2) 入会申込の際に虚偽の申告をしたとき、又は必要な報告を怠ったとき
  - (3) 役員ないし実務的経営者が過去に反社会的ないし反道徳的な行為をした事実が発覚したとき
  - (4) 宅地建物取引業の免許を喪失し、又は業務停止その他の行政処分を受け、若しくは聴聞の公示がなされたとき
  - (5) 会費、利用料又はその他の費用の支払いが所定の日から起算して20日以上遅延しかつ当社の催告後10日以上経過しても支払われなかったとき
  - (6) 第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (7) 差押えその他の強制執行、仮差押え、仮処分の申立てを受け、又は公租公課滞納処分を受けたとき
  - (8) 破産、民事再生、会社更生、特別清算当の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき、あるいは清算を開始したとき
  - (9) 会員又は会員の代表者が長期にわたり所在不明である等、相当の事情により、当該会員が会員であることを欲しないとみなされたとき
  - (10) 会員又は会員の役員若しくは使用人が法律、条令、命令、規則又は処分に違反し、又は違反したと疑うに足りる合理的な理由がある等、当該会員が当情報サイトを利用することが不適當であるとみなされたとき
2. 除名された会員又は当情報サイトの利用を制限された会員に対し、当社は当情報サイトの提供を停止するものとします。

#### 第9条(再入会)

1. 退会又は除名後の再入会については、第4条の規定を準用するものとします。

#### 第10条(会員の遵守事項)

1. 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
  - (1) 公序良俗、商習慣又は商道德等に反する行為
  - (2) 当社若しくは他の会員の名誉を毀損し、又は営業を妨げる等の行為
  - (3) 会員の商号又は屋号を「株式会社SHIPS」、「My Place in JAPAN」と同一若しくは類似する名称に変更する行為
  - (4) 当社の有する「My Place in JAPAN」「株式会社SHIPS」の商標を無断で使用し、あるいはこれを改変して使用する等の行為
  - (5) 当情報サイトの各商品及び各サービスで提供されるウェブサイトへ機械的にアクセスする等、当社のサーバーに適度な負荷を与える行為
2. 会員が当情報サイトの利用により一般消費者に対して情報を公開する場合、前項に規定する法令のほかに、

不動産の表示に関する公正競争規約等の関係諸団体の定める自主規制条項を遵守するものとします。

3. 会員は、当情報サイトの各商品及び各サービスの利用によって個人情報等を取得し、又は保有する場合、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守するものとします。
4. 会員は、当社が秘密である旨を明示して会員に開示した情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に開示、漏えいし、又は当社所定の利用目的以外の目的に利用してはならないものとします。
5. 会員の不当又は不適切な行為に対し、当社が当該行為の停止又は改善等を要請したときは、会員はこの要請に従うものとします。

#### 第11条(会員の損害賠償責任)

1. 会員が故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当該会員は、当社が蒙った損害の一切を賠償するものとします。
2. 前項の場合、当社は当該会員に対し、当社の信用回復に必要な措置等を請求することができるものとします。
3. 前各項の規定は、会員の退会又は除名後も効力を有するものとします。

#### 第12条(変更届)

1. 次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
  - (1) 氏名又は名称、代表者、代表者の氏名
  - (2) 住所又は営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス等

#### 第13条(通知)

1. 当社から会員に対して通知する場合は、第4条及び前条に基づき届出のあった住所又は営業所宛にすれば足りるものとし、通常到達すべき時をもって到達したものとみなします。

#### 第14条(当情報ネットワーク利用の遵守事項)

1. 会員は、当情報サイトの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
  - (1) 公開された情報を買主等に紹介する場合は、あらかじめ元付宅建業者に対し、手数料その他取引に関する事項について確認すること
  - (2) 買主等を現地に案内する場合は、あらかじめ元付宅建業者の承諾を得ること
  - (3) 公開された情報を利用し、元付宅建業者又は客付宅建業者の承諾を得ないで、売主等又は買主等と直接交渉(抜き行為等を)をしないこと
  - (4) 公開された情報は、会員自らが営む宅地建物取引業の正当な取引以外に利用しないこと
  - (5) 公開された情報は元付宅建業者の承諾を得ることなしにこれを改変して第三者に呈示しないこと
  - (6) 当情報サイトの利用により入手した情報を利用し、当社が営む情報流通事業と競合する業務を行わないこと
  - (7) 当情報サイトの利用により入手した情報は、当社が営む情報流通事業と競合する業務を行う第三者に提供しないこと。
  - (8) 当社が制作した図面又はその一部等は、会員自らが営む宅地建物取引業の正当な取引以外に使用しないこと
  - (9) 当情報サイトの利用により知り得た他人の秘密は、正当な理由なくして他に開示しないこと
  - (10) 一般消費者や他の会員又は当社からの問合せに対して迅速かつ誠実に対応すること

#### 第15条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び会員は、現在又は将来にわたって、自らの役員が次の各号に掲げる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明、確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員

- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等・社会運動標ぼうゴロ・政治運動標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団
  - (8) その他前各号に準ずる者
2. 当社及び会員は、現在又は将来にわたって、自らが反社会的勢力と次の各号の一に該当する関係を有しないことを表明、確約するものとします。
    - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
    - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
    - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
    - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係
  3. 当社及び会員は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないことを表明、確約するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社若しくは会員の信用を毀損し、又は当社若しくは会員の信用を毀損し、又は当社若しくは会員の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  4. 当社及び会員は、その下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託先が数次にわたるときには、その全てを含むものとし、以下同様とします)が第1項及び第2項に該当しないことを確約し、将来も前各号に該当しないことを確約します。
  5. 当社及び会員は、その下請け又は再委託先業者が前項にて確約した事項に反することが判明した場合には、直ちに当該下請け又は再委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならないものとします。
  6. 当社は、会員が本条各項で表明又は確約した事項が真実ではなかったことが判明した場合は、催告なく当該会員を除名とすることができるものとします。なお、これにより除名になった会員は、除名により損害が生じても当社に何らこれを賠償ないし補償を求めないものとします。

#### 第16条(ID及びパスワード管理)

1. 会員は、善良な管理者の注意をもって当社の提供するID及びパスワードを管理するものとし、これらを第三者に貸与し、又は使用させることはできないものとします。
2. 会員のID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者による使用等により、会員又は第三者に損害が生じた場合は、当該ID及びパスワードを管理する会員が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、第三者によるID及びパスワードの不正使用又は不正使用の疑いを認めたときは、直ちに当社に連絡のうえ、当社の指示に従うものとします。

#### 第17条(登録及び公開ができる情報)

1. 当情報サイトに登録及び公開できる情報は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとします。
  - (1) 会員が自ら売却若しくは賃貸を希望する物件、又は売主等を代理若しくは売買する物件に関するものであること
  - (2) 会員が自ら購入若しくは賃借を希望する物件、又は買主等を代理若しくは媒介する物件に関するもの

であること

2. 短期間の定期借家借契約に係る賃貸物件（いわゆるウィークリーまたはマンスリー物件）を当情報サイトに掲載する場合は、別紙に定める注意事項に沿って借地借家法に定める賃貸物件のみが掲載できるものとします。
3. 会員共通の利益に資する場合は、前1項、2項に規定する要件を充たさない情報であっても、当社の判断により登録及び公開認めることがあります。

#### 第18条（登録及び公開できない情報）

1. 次の各号に掲げる情報は、当情報サイトに登録及び公開することができないものとします。
  - (1) 架空の物件に関するもの
  - (2) 売却若しくは賃貸する意思がない物件、又は事実上売買若しくは賃貸借の目的となり得ない物件に関するもの
  - (3) 係争中の物件に関するもの
  - (4) 通常の用法に必要な最低限の設備を欠く物件に関するもの
  - (5) 当情報サイトへの公開について、売主等又は買主等から承諾を得ていない物件に関するもの
  - (6) 短期間の定期借家借契約に係る賃貸物件（いわゆるウィークリーまたはマンスリー物件）を掲載するにあたり、借地借家法に定める賃貸事業の範囲を超え旅館業法等に抵触するもの、またはその恐れのあるもの
  - (7) 信頼性に乏しく又は消費者保護に欠ける恐れがあるもの
  - (8) 広告表示、価格表示又は取引形態が不当又は不適切なもの
  - (9) その他、事実と相違するもの、当社所定の要件・基準を満たさないもの
2. 成約済みの情報は、当情報サイトに公開することができないものとします。
3. 前各項に定めるもののほか、当社が不適切と判断した情報は、当情報サイトに公開することができないものとします。
4. 当社が別に定める当情報サイトの仕様及び細目規定により、登録及び公開できない情報であっても、会員は異議を述べないものとします。なお、当情報サイトの各商品及び各サービスにおける表示スペース又は仕様により必要な情報が表示できない場合も同様です。
5. 前各号により情報の登録及び公開に至らない場合であっても、情報の登録及び公開を申し込んだ会員は、所定の利用料を支払うものとします。

#### 第19条（登録及び公開の停止及び削除）

1. 当社が第18条第1項から第4項に掲げる情報と認められた場合、会員に通知することなく当該情報を登録及び公開しないこととし、又は登録及び公開された情報を公開停止若しくは削除することができるものとします。

#### 第20条（当情報サイトの停止）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当情報サイトを停止させることがあります。
  - (1) 当情報サイト運営用設備の保守又は工事等やむを得ないとき
  - (2) 天災地変その他の不可抗力事由が発生し、又は発生する恐れがあるとき
  - (3) 当情報サイト運用設備に障害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
  - (4) 加入プロバイダのシステム休止等の理由により、当情報システムが稼働不可能なとき
  - (5) 当情報サイトの運営上、当社が当情報サイトの運営の全部又は一部を停止すべきものと判断したとき
2. 前項の規定により当情報サイトを停止する場合、当社は会員に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第21条（責任の制限）

1. 当社の過失により、当情報サイトの利用に関連し、又は利用できないことに関連して、会員相互間若しくは

会員と第三者との間で問題が発生した場合、当社は当該問題に一切関知しないものとします。

2. 真にやむを得ない事由により、当社が会員に損害を生じさせた場合、その損害の賠償金額は当該会員が当該損害を蒙る原因となった各商品及び各サービスの利用に係る対価の額を上限といたします。
3. 当社の故意又は過失によらない事由により、当情報サイトの利用に関連し、又は利用できないことに関連して会員に生じたいかなる損害(直接、間接、特別、派生、結果傷害、逸失利益、営業機会の損失、データの損失又は消失等に関する損害を含みます)に対しても、当社は責任を負わないものとします。
4. 当社の故意又は過失によらない事由により、当情報サイトの利用に関連し、又は利用できないことに関連して、会員が第三者から損害賠償請求された場合、又は会員と第三者との間で何らかの問題が発生した場合、会員は当社に対していかなる請求も行わず、自らの責任をもって当該第三者に対応するものとします。
5. 前項の場合において、第三者が当社に対して何らかの請求を行い又は訴訟に関連して当社が蒙った一切の損害を賠償するものとします。
6. 前各号の規定は、会員の退会又は除名後も効力を有するものとします。

#### 第22条(使用等の変更、追加及び廃止)

1. 当社は、会員に対してあらかじめ通知することなく、当情報サイトの各商品及び各サービスの仕様、名称、デザイン等を変更、追加又は廃止することができるものとします。

#### 第23条(情報提供)

1. 当社は、消費者保護又は当情報サイトの品質向上に資すると判断した場合、関係官公庁、不動産公正取引協議会等の宅地建物取引に係る事業者団体、その他これに関する第三者(以下「関係機関等」といいます)に、当情報サイトに登録若しくは公開された情報、成約状況又は会員情報等の当社が保有する情報を提供し、関係機関等による是正又は調査を依頼することができるものとします。
2. 当社は、関係機関等から調査依頼があった場合、前項記載の情報を提供することができるものとします。

#### 第24条(個人情報等)

1. 会員は、当社が会員に関する次の各号に掲げる個人情報等(代表者等の個人情報や変更後の情報を含むものとし、以下「個人情報等」といいます)について、必要かつ適切な安全管理措置を講じたうえで、これを利用し、一定期間保有することに同意するものとします。
  - (1) 氏名又は名称、住所又は営業所、電話番号、ファクシミリ番号等、第4条及び第14条に基づき届出のあった事項
  - (2) 契約した商品、サービス等の契約日及び利用登録日、契約の更新状況、対価の振り込みに関連して開示されたデータ等、会員と当社との契約に関する事項
  - (3) 会員から提出された問い合わせの内容、アンケートに対する回答等
  - (4) 当社の従業員との通話による音声情報等
2. 会員は、当社が次の各号に掲げる行為を実施するため個人情報等を利用することに同意するものとします。
  - (1) 当社が発行する名簿等の作成
  - (2) 各種契約の更新案内
  - (3) 商品、サービス等の開発及びマーケティング活動
  - (4) 当社の商品、サービス等に関する営業案内
3. 会員は、退会又は除名後も、当社が3年間個人情報等を利用することに同意するものとします。
4. 会員は、警察、検察又は裁判所等から法令等に基づく要請があった場合に、当該要請に必要な範囲において当社が個人情報等を開示することに同意するものとします。

#### 第25条(本約款等の遵守)

1. 本約款は、宅地建物取引業法、関係諸団体の定める自主規制条項、不動産取引の公正確保若しくは不正競争



の防止に関する諸法令の改廃、又は社会経済情勢の変動等により変更することがあるものとします。

2. 前項の変更は、当社が会員に対し発行する会報に掲載する方法及びその他便宜の方法により、会員に告知するものとし、会員が告知を受けた日の翌日から起算して1か月以内に当社に対し異議の申出を行わない場合は、当該会員は当該変更を承認したものとみなします。
3. 前各号の規定は、当社と各会員間で個別に締結した契約並びに当社が当情報サイトの各商品及び各サービスの利用に関して定めた利用要領及び細目規定等の変更を行う場合に準用するものとします。

#### 第26条(準拠法及び合意管轄)

1. 本契約及び会員と当社との間に取り交わされたすべての取決めに関する効力、解釈及びその履行についての準拠法は日本法とします。
2. 会員は、当情報サイトの各商品及び各サービスを、日本国外において利用する場合、当該利用する国及び地域の法令等を遵守するものとします。ただし、当社は、その適法性について一切保証しないものとします。
3. 当情報サイトの利用に関連して会員と当社との間に紛争が生じたとき、会員は、宇都宮地方裁判所又は宇都宮簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 附則

本約款は平成30年6月15日より適用します。